

## 株 [ ] に係わるたな卸資産についての意見書

平成 15 年 2 月 23 日

岡本会計事務所

税理士

当会計事務所は、平成 8 年より関与している会計事務所であります。

以前関与した会計事務所から当方に関与を変えるきっかけになったのが、名古屋国税局の輸入系の税務調査でありました。当時の関与税理士は、たな卸の数値把握について、無関心であり、関与先企業にまかせっきりでありました。

思うに、多くの税理士がそうですが、たとえ税務署よりたな卸計上の指摘を受けて、修正申告したとしても、法人の課税所得の計算上では、翌期に認容される事で、たな卸については、積極的に係わって数値を出したくない、つまり関与先企業にまかせっきりであるという税理士が多いと聞きますが、当方はそれが数値で換算される以上、現金があるのと、何ら変わらない程に重要なものであり、商法上からも、企業会計上からも、適正な期間損益計算を出す為には、たな卸を厳格に実施せねばならないと考える税理士の一人でありませう。その事が税務的にも、正当であると確信しております。

したがって、当会計事務所は、たな卸の把握については、関与企業先の複数の人により実施し、そこへ必ず岡本会計の担当者が立ち会う事を原則としています。

そして、より証明性の高いものとして、実施たな卸の現況写真を必ず残すという考え方で取り組んでおります。

今回の訴訟におけるやりとりを聞くに及んで、正しい在庫は、事実が 1 つである以上、想像とか、推計とかの論理的展開ではなく、事実認定にもとづく事実とは何か、その中でたな卸資産がどうであったのかを関与先税理士の立場で意見書としてまとめましたので、提出いたします。

なお、当会計事務所は、税務調査を受ける受けないにかかわらず、より租税正義実現の為に、厳格な月次税務監査を実施しており、他の諸帳簿につきましても全部監査と精査を第一義としており、確認書添付先企業として（書面添付も添付しております）あらゆる点で、社会的信用力のある帳簿である事を目的として監査を実施しています。

## 一、岡本会計のたな卸資産監査に対する考え方と対応のしかた

たな卸資産は、企業会計上、売上原価を決定する重要な要因となる為に、たな卸資産の数値については厳格に望まなければならない。青色申告が採用される以上、たな卸数値の把握についても、実地たな卸を原則として、事実認定を行うべきである。法人税法 131 条においては、青色申告者の帳簿は、推計を許さない。

したがって、商品回転率等による推計は、経営分析としては使用できても、青色申告者のたな卸資産の把握方法としては、妥当性がない。

以上の考え方のもとに、たな卸資産の監査について、実地たな卸を複数の人員で関与先企業と、実施し、原始記録を作り、それにもとづいて認められる原価で構成したものが、在庫表となりえる（最終仕入原価を採用）

次に、実地たな卸の精度について、帳簿残高によるたな卸在庫を作成し、それと照合する事で、精度を高めるという方法を採用している。

とくに、売上の多い企業とか、在庫の多い企業等には、コンピューターシステムによる、販売・購買・在庫管理システムの導入により、売掛金残高、買掛金残高、たな卸残高を照合し、決算期において、実地たな卸と帳簿残高の両者の残高を照合している。ここで、帳簿残高とは、コンピューターシステムの在庫管理表のたな卸資産のことである。

在庫管理システムも、平成 8 年 9 月 30 日決算期以来、平成 9 年 9 月 30 日決算期、平成 10 年 9 月 30 日決算期、平成 11 年 9 月 30 日決算期、平成 12 年 9 月 30 日決算期と年を経るごとに、精度を増してきている。

返品物件とか、不良品物件については、可能売価から原価率にもとづいて原価を算出する方法をとっている。

B 級品と称するものであるが、比率的には微々たるものである。

以上の考え方のもとに、岡本会計では決算監査を担当者が実施し、諸帳簿にもとづき、主査がチェックし、所長が最終検印を決裁して決算を確定している。

たな卸資産監査についても、以上の考え方を全て網羅したのものとして、資料を残している。本訴訟では、甲表といわれるものがそれである。

## 二、(株)■■■■の平成12年9月30日決算のたな卸資産について

### 1、実地たな卸の状況

毎期決算月の9月末に実地たな卸を実施している。

たな卸日は決算日に最も近い土曜日に実施することが多い。平日は通常業務がある為に、土曜日に実地たな卸を実施していた。

実地たな卸は、従業員が総出で担当者と共に実施していた。

#### 実地たな卸実施者

本社	総括	社長
	数量確認	社長、■■■■、■■■■部長、■■■■、■■■■、■■■■、
	集計	■■■■、■■■■
鹿児島	総括	■■■■支店長
	数量確認	■■■■、■■■■、その他

本社と鹿児島とそれぞれでおこない、本社で総括していた。

実地たな卸日には、岡本会計担当者の■■■■が本社に訪問し、実地たな卸の状況の確認と写真撮影をおこなっている。

実地たな卸の写真は、決算資料として岡本会計担当者の■■■■が整理し、1年間事務所に保管していた。火災後に■■■■損保の求めに応じて提出した書類のうち期末たな卸資産の資料がそれである。

1年間経過したものは、本社にて保管していたが、火災で焼失している。

実地たな卸数量と帳簿たな卸数量(コンピューター)との差額が大きいものは再度確認をして実数量を確認する。

よって、決算における期末商品たな卸残高は実地たな卸にて把握したものである。

実地たな卸数量	担当者
コンピューター	■■■■氏

### 2、評価について

評価方法は最終仕入原価法である。

当初社長は、主力商品である輸入貨物たるたな卸価格について

・仕入米ドル単価×換算レート＝準仕入単価に税関費用(検査費用、通関費用)とドレイ費用(コンテナ運送として(株)■■■■本社までの運送費用のこと)とデリバリー費用(倉庫納入費)に準仕入に係る消費税の合計額を入れるべきと考えていた様であるが、実際のたな卸単価は、「準仕入単価+消費税」で計算されていた。

それは、利益を全ての費用を入れても販売価格に対して、20%以上にしたいとする経営的感覚の社長と、入力担当者(■■■■氏)と岡本会計担当者■■■■の連絡のきちんとした合意がなされないまま、たな卸価格が記入されたことによるミスである。

### 3、帳簿たな卸表（コンピューター作成のたな卸表）について

岡本会計が、実地たな卸表と照合するのは、在庫有2というアウトプット帳票のたな卸表である。

ここには、準仕入単価＋消費税で、計算されている。

ここには、本来入れるべきドレイ費用等が入っていない。この帳簿たな卸表（在庫有2）は、従業員の■■■■氏が担当し、入力していたものである。社長は、その入力の指示をした後は■■■■氏に任せていた状況があり、社長の恣意性が入るものではない。また、火災保険金の為に作成されたものでもない。

### 4、たな卸資産数値について

以上の結果、当期決算におけるたな卸資産は、価格について、消費税が入ったり、その反面、ドレイ料金が入っていなかったり、若干のゆきちがいはあるが、大枠に於て、当期決算のたな卸資産は、本社分が84,635,011円、鹿児島分が3,697,038円である事に、大きな変動はないものと考えられる。

実地たな卸と帳簿たな卸の照合と原始記録と証明写真によって、動かしがたい事実として認定される。

従って、過大表示などでは決してないものである。

### 三、(株)■■■■の平成13年3月2日(火災直前期)のたな卸資産について

- 1、事故直前の在庫については、決算期9月30日で実施する実地たな卸は存在しません  
が、コンピューターによる帳簿残高は厳然として存在しています。

これまで、5年間の関与経緯の中で、在庫有2と称するものは、かなりの精度に於て  
実地たな卸高に近づいており、大きく措誤するものとは考えられない。

- 2、火災直前を中心にして、過去5年間の経営実態の推移グラフによれば、全般的に家  
具業界が不況に反して、輸入家具を中心として、かなり良い業績の事実が、5年度比較  
要約損益グラフからは見ることができる(別紙 )。

- 3、さらに、直前期決算(平成12年9月30日)から火災が発生する平成13年3月4  
日を含む、月次の売上と仕入の月次推移表(別紙 これは、元帳より拾い出したも  
の)をみても、明らかな様に、業績は良好であったこと。

こうした状況の中では、在庫は常に確保しておく必要があったこと。

- 4、在庫をいくぐらい抱えているかについて。

(株)■■■■の経営の差別化は、インポート仕入を希望原価で輸入していることが、  
最大の要因である。その為には、発注してから入荷するまでに、50日~70日平均  
して60日は要する(国内仕入はもう少し短い)。

そうすれば、月商の3倍くらいは、在庫をおくことが当然に必要となる。またおか  
ねば商売にはならない。

ただし、鹿児島の場合は、ローカル仕入(国内仕入)であるために、月商の2倍  
くらいの在庫でも十分に処理できる。

平成12年の10月から、火災直前の平成13年の2月末までの、本社の平均月商  
 $\times 3 +$  鹿児島の平均月商  $\times 2$  として計算すると平均117,219千/月の在庫があ  
ったとしても全く不思議な数値ではない。火災直前の月商は(別紙 )より明らか  
である。

■■■■ 損保の言われるように、4,000万くらいの在庫(どうして4,000万なの  
か根拠に不明)では、商売にならないのである。

- 5、従って、そういう背景も考え合わせるならば、帳簿在庫たる数値92,769,432は、ほ  
ぼ正しい数値と考えられる。

#### 四、                    税理士のたな卸資産意見書（平成 14 年 10 月 7 日）の矛盾点について

1、概要報告書によれば、いくつかの点で全く間違いのあるコメントをされておりまして、若干のコメントを加えます。

(1) P、3の「事故のあった事業年度は、円安の時期であり」は、ほぼその通りかと思われませんが、「社長自信が廃業しようかと迷ったほど粗利益率が低くなっている」とコメントされておられますが、全く違います。上記、別紙、別紙、別紙に見られるように、火災があっても努力によって、粗利益率も落とさず低くなっているとは全く事実と異なります。

(2) 次に、商品回転率は、あくまでも経営分析上の概念であり、単なる1つの指標にすぎません。売れ筋商品は、ある程度の在庫をおく事で、まとまったロットの販売が可能となり、平均的なやり方とはいえません。

さらに、P、3ののコメントにある様に、「同社の売れすじの時期は・・・後は閑散期となるから」もまちがいであり、「期末には、数値はかなり悪化するものと思われる」も、事実とは全く異なります。むしろ、業績もほぼ良好であり、「同社の商品効率はあまり良好とはいえません」も正しくありません。

(3) P、3のの「かなりのデッドストックを有している」とありますが、DS商品は、そんなにあるものではないこと。「平成8年9月30日の同社役員会において、評価減の規定を決議」したのは、DS商品が多いという反省ではなくて、たな卸を厳格に実施する方針の表明と税務調査で指摘された過ちを二度と繰り返さない意味で、返品不良品等についても再販売価格を設定し、それに原価率を出して、原価を決めるという表明をしたもので、そうしたB級品がそんなに多くはないことは、実地たな卸表をみれば一目瞭然である。

                    先生は、かなりのデッドストックがあると結論づけられるが、事実は全く異なり、論理の飛躍がある。

(4) P、3のコメント「要するに売れる分しか仕入れていないのである」も、売れ筋を多く仕入れるのは当然であるが、在庫は常にあるのが、当社の性格である。

(5) 全体を通して、たな卸を実地たな卸の数値を大原則として、推計数値には頼らないという認識からは程遠く、経営をとりまく事実も誤認されているコメントが主流である。

2、たな卸資産の評価について

(1) P、5の3の所で、指摘する在庫有1（乙表）在庫有2（丙表）は、平成12年9月30日現在ではなく、平成13年3月2日のものである。

(2) 乙表は、希望原価を示したもの。丙表がほぼ正しいものである。

■■■■先生は、乙を売価、丙を原価と思いこんでコメントしているが、全く違う！

その結果、「帳簿たな卸表が正確でないかの証左である」と結論づけられるが、御自分の思いこみから、自分の思いこみの結論をいっているだけである。

過去5年の経緯の中で在庫管理システムがほぼ正しい数値を出しており、それを帳簿残としている事の認識が全く欠けていると言わざるを得ない。

(3) 事故当時の在庫高、損害全額について

■■■■税理士の結論「(株)■■■■■本社における在庫高 48,176,593 円」とされるが、この数値は、全く根拠をもたないものである。

■■■■鑑定人もいきなり DS 商品と決めつけて、50%の評価減をしているが、全く論理的根拠がない。

税理士として、世間に公認された人の作る意見書だから、■■■■鑑定人が採用されたものと思われるが、平成8年より実地たな卸を原則として、帳簿をみて、税務、会計監査をしてきた税理士として、許しがたいコメントである。

ここに、帳簿残として、社員■■■■氏が入力し、帳簿としての原始資料として、厳然と存在している。たな卸高、92,769,432 円の異論を陳述するのであれば、この証拠を反証し、かつ論理的矛盾なく、陳述されるべきである。その立証責任は■■■■先生及び■■■■損保側にある。

司法当局におかれましては、どちらが正しいか、物証にもとづいて判断されますことを願ってやみません。

## 平成 14 年 11 月 13 日 相手方の出した第 2 準備書面について

P、4 の ( 3 ) 「被告が検討を依頼した、訴外■■■■会計事務所によれば、在庫商品の評価額は 4,256 万 4,020 円であり、「金額の違いは商品単価が異なって計上されていること及び、返品価額が異なって計上されていることが主たる要因とされている(乙 19)」といい、全面的に、■■■■会計■■■■税理士の見解を信用しているが、

まったく論拠のないものであること

返品などごくわずかで、DS 商品として、50%評価減をやっている根拠が存在しないこと

等から、論理矛盾もはなはだしいと思われる。